

鞍手町建設工事等公募型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則（平成31年鞍手町規則第5号）第3条第1項第1号に規定する予定金額1億5千万円以上の建設工事等に係る公募型指名競争入札を実施するに当たって必要な手続きを定めるものとする。

(公募型指名競争入札の公募)

第2条 町長は、公募型指名競争入札を行おうとするときは、入札参加者を公募するものとする。

2 前項の公募をするときは、次の各号のうち必要な事項を当該入札に係る契約を所掌する部署（以下「契約担当課」という。）において公募実施要項として作成し、入札執行日まで掲示する方法により公募しなければならない。

- (1) 事業名及び建設工事等名
- (2) 履行場所
- (3) 建設工事等概要
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 指名方針に関する事項
- (6) 公募のスケジュール
- (7) 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項
- (8) 技術資料等の受付に関する事項
- (9) 技術資料等の作成に関する事項
- (10) 技術資料等のヒアリングに関する事項
- (11) 手続において使用する言語及び通貨に関する事項
- (12) 入札参加手続の問い合わせに関する事項
- (13) その他契約担当課が必要と認める事項

3 前項の規定による掲示の方法は、公示の日から入札執行日までの間、掲示場への掲示及び町のホームページへの掲載によるものとする。

(入札参加資格)

第3条 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格は、鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成31年鞍手町告示第49号。以下「資格指名規程」という。）第3条第1項及び第2項の規定によるものとする。この場合において、同条第2項の規定中、「一般競争入札」とあるのは、「公募型指名競争入札」と読み替えるものとする。

(指名方針)

第4条 町長は、入札参加者を指名するに当たっては、別に定める場合を除き、資格指名規程第12条に規定する競争入札参加資格審査及び指名選考委員会（以下「資格指名委員会」という。）の審議結果に基づき当該指名選考の決定を行うものとする。

2 資格指名委員会は、入札参加者の指名選考に当たっては、自由な競争を害しない範囲で、次に掲げる事項を考慮し審議を行うものとする。

- (1) 過去の同種建設工事等の実績を有すること。
- (2) 当該建設工事等に必要な資格・経験を有する専任の技術者を配置できること。
- (3) 鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 当該建設工事等に係る関連業務等の受託者（建設工事にあっては当該建設工事の設計業務等の受託者を指す。）又は当該受託者と資本・人事面において関連がある事業者でないこと。
- (5) その他建設工事等に必要と認める次の事項
 - ア 技術的特性に関すること。
 - イ 地理的条件に関すること。
 - ウ 経営事項審査結果に関すること。
 - エ 特定建設工事共同企業体に関すること。
 - オ 特定建設業の許可に関すること。

（技術資料等）

第5条 第2条第2項第8号から第10号までの規定による技術資料等は、次の各号に掲げる資料とする。

- (1) 参加表明書
- (2) 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 使用印鑑届出書
- (4) 委任状
- (5) 直近の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- (6) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税〔その3の3〕）
- (7) 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
- (8) 参加者に所属する技術者数及び有資格者数
- (9) 参加者の同種・類似建設工事等実績
- (10) 参加者の技術的特性に関する調書
- (11) その他契約担当課が建設工事等の内容に応じ必要とする資料

2 当該入札参加希望者が特定建設工事共同企業体によるものにあっては、これに加え、特定建設工事共同企業体（JV）結成届の提出を求めるものとする。

3 前2項の規定による技術資料等のうち必要な資料及び様式は、当該建設工事等の内容に応じ、契約担当課においてその都度定めるものとする。

(技術資料等作成費用の負担等)

第6条 技術資料等の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

2 提出された技術資料等は、返還しないものとする。

3 町は、当該技術資料等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

(非指名者に対する理由の説明)

第7条 町長は、技術資料等を提出した者のうち、当該指名競争入札に指名しなかった者に対して、指名しなかった理由を書面により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧及び配布)

第8条 町長は、公示の日から指名選考の決定の日までの間、当該公募型指名競争入札に係る建設工事等の設計図書等（契約書案、入札説明書、図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を関係者の閲覧に供するものとする。

2 町長は、指名された者に対し、設計図書等を配布するものとする。

(質問及び回答)

第9条 質問及び回答は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める日の間で契約担当課が定める日までに行うものとする。

(1) 公募実施要項及び技術資料等

ア 質問 公示の日から技術資料等の受付期間の末日の7日前（鞍手町の休日を定める条例（平成元年鞍手町条例第33号）第2条に規定する町の休日（以下「休日」という。）を除く。）まで。

イ 回答 当該質問の受付期間の末日の翌日から技術資料等の受付期間の末日の3日前（休日を除く。）まで。

(2) 設計図書等

ア 質問 設計図書等の配布を開始した日の翌日から入札執行日の7日前（休日を除く。）まで。

イ 回答 当該質問の受付期間の末日の翌日から入札執行日の3日前（休日を除く。）まで。

2 急施を要する建築工事等については、前項の期間を短縮することができる。この場合において、前項中「7日」とあるのは「5日」と、「3日」とあるのは「2日」と読み替えるものとする。

3 質問及び回答の方法は、公募実施要項等により契約担当課が別に定める。

(作成説明会等の開催)

第10条 契約担当課は、必要に応じ技術資料等作成説明会及び現場説明会を実施することができるものとする。

2 資格指名委員会は、特に必要と認めるときは、技術資料等のヒアリングを実施することができるものとする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。